

KLMオランダ航空無期
転換逃れの雇止め撤回
裁判の公正な判決を求める
署名にご協力ください! (2面)

フェニックス

PHOENIX

＜発行者＞
航空安全推進連絡会議 03-3742-9359
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770
航空労組連絡会 03-3742-3251
http://www.kohkuren.org/

職場要求で前進回答 交渉は継続



減便・連休で閑散とする羽田空港国際線出発口ピー。3月24日

新型コロナウイルス春闘を直撃 賃上げ・一時金回答は延期

JAL

新型コロナウイルス感染拡大の影響により交渉が中断され、賃上げや一時金回答が延期されるなど従来の異なる展開の航空業界。航空連は「可能な限りの早期に回答を求めたい」と「新たに新型コロナウイルスに係る対応を求めている」を当面の方針としました。交渉は4月も継続されることを予想されます。3月25日時点の回答状況を報告します。

ANA・JALの第3四半期決算計画比で減収。通期見通しでは全日空は中間決算で示した下方修正を維持し、日本航空は中間決算で据え置いていた通期見通しを下方修正しましたが、株主への配当は前年同様の高配当を維持しました。一方、新型コロナウイルス

の感染拡大による連休・減便が発表されるなか、春闘が始まりました。国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府の要請による一斉休校、イベントや外出の自粛が広がるなか、雇用不安の広がるなか、感染対策とあわせ生活支援など、大規模な経済対

策が求められています。連合の集計(3月19日)ではヘアと定期昇給を合わせた賃上げは加重平均で5880円(前年同期比59.9%増減)、1・94%。300人未満の中小組合は5163円(同20円減)、2・03%となっています。国民春闘共闘委員会の平均は5389円(前年同期比75円減)。新型コロナウイルスの影響は多方面に及んでおり、春闘への影響が懸念されていますが、現時点では前年並みの回答を引き出しています。全日空では、基本給内のチャレンジ給(職能給)アップ(1000円)・乗組の要求には以下の回答が示されました。ACは今年春闘で、①手当(職務・変動付加・深夜関連)の増額要求、②シニア乗務制度の改善、③首都圏空港発着枠拡大に伴う諸問題(採用・定員の疲弊間の改善、勤務制限など)への会社の考えを置きました。④について採用数などに一部増額やシニア関係で前進回答はありませんでした。APUでは、①空港特性を踏まえた勤務開示時間



- 主な記事から■
- ▶航空連、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国交省に緊急要請 2面
 - ▶新社会人のみなさん、入社おめでとうございます。みなさんに伝えたいこと 2面
 - ▶KLM雇止め撤回裁判で会社がトンデモ主張を展開 2面
 - ▶JAL解雇争議一争議解決求め全国各地で宣伝・要請行動取り組まれる 3面
 - ▶エミレーツ航空争議、まず1名が職場復帰 4面
 - ▶航空連、ITTF浦田政策部長と懇談 4面

労働相談は航空連に
03-3742-3251
e-mail/honbu@kohkuren.org

航空連 新社会人のみなさんに伝えたいこと

新型コロナウイルス対策を緊急要請

2面

2020年3月25日、日本航空では3月25日に発給した回答が示されました。賃金関係(ヘア、一時金等)は現時点で示さないと、諸要求のみに回答が示されました。共通項目では65歳までの社員の報酬削減の取組を要請する旨の回答が示されました。JALUでは、整備職に特化した雇用形態(65歳/68歳)の導入、予備部員不足の解消等が前進回答があったものの、賃上げについては、JGSグループの発給では、育児関係で社員間の勤務時間の短縮措置の期間延長(小学校3年生の3月末まで)、子の看護のための休暇の時間単位の取得、介護休暇の時間単位の取得、シニア社員(60歳/65歳)の基本給の時給制から月給制への変更と諸手当の新給への影響も出ており、予断を許さない状況にあります。今後の労使交渉では、運休や減便などの経営環境を背景に厳しい回答を予想されます。働く者の生活や運航の安全を第一に考えた交渉が求められます。職場を喚起する取り組みを緩めることなく、引き続き職場の安全と生活改善をめざし、攻勢的な取り組みで要求の前進をめざします。

パンデミックが宣言された新型コロナウイルス感染症。米ホプキンス大学のまとめによると感染者は全世界で48万人、死者は2万人を超えました(3月26日時点)。欧米では緊急事態宣言で人々の行動が制限される事態に発展。日本国内では政府からの一斉休校やイベント等の自粛要請が出され、暮らして働く方への影響が出ています。4月は新年度の始まりでもあり、前年までのとめや新たにやぶさきとも多く、これまで以上に忙しくなるのが推定です。在宅勤務が続けられるしや寄せも積み重なっていきます。航空業界を取り巻く環境も日々悪化していきま。減便・運休が相次ぎ今後の動向が気になります。こうした前例のない出来事が重なったときに警戒すべきは「ヒロイヌム」と「法政大総長でもある田中優三さんは警鐘を鳴らします。広辞苑によれば、ヒロイヌムとは「英雄崇拜し、または英雄的行動を好む心情。危機に際し、まるで自分が迅速な判断や決定をしたかのように現状を救うことができる、あるいはできた」と印象付け、戦略的に「やっつけている感」を醸し出す、と指摘します。大切なのは、「誰の業績でもない、多くの人が協力して乗り越えてこそ、次の危機に備えられる」と。感染対策とあわせ、ヒロイヌムに警戒を。



新社会人のみなさんへ あなたを守る労働組合への加入を訴えます

新社会人のみなさん、入社おめでとうございます。私たちは、航空で働くパイロットや客室乗務員、整備士や営業マン、グラウンドハンドリング、外国航空会社で働く仲間が集まる労働組合の団体

「航空労組連合会」略称「航空連」です。今、新型コロナウイルスの感染拡大によって状況は日々変化しており、私たちの暮しや働き方にも大きく影響を与えています。そのような中で

入社したみなさんに是非知っていただきたいことがあります。これからみなさんは、夢や希望、目標に向かって一生懸命努力されることでしょう。そうした努力とは裏腹に様々な問題

Oneチームで解決できる！

賃金を始めとした労働条件は労使交渉で決める

新型コロナ感染拡大に伴い緊急要請

感染予防や生活支援・減免策など 被害がでないよう機敏な対応急務

航空連は3月17日、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国交省を訪問し、必要な対策をとるよう緊急要請しました。緊急要請は、新型コロナウィルスの感染拡大に

【緊急要請項目】

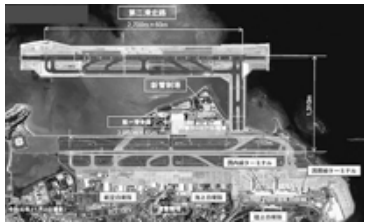
1. 感染のリスクの高い環境で働く客室乗務員等に対し、医療用マスク、消毒液等、必要な物品が確保できるよう、先を見通した対応策を講じること
2. 減便等に対応した一時帰休、希望退職・無給休暇の募集などの動きが出始めていることを踏まえ、正規・非正規を問わず航空労働者の雇用維持を基本とした施策を講じるよう航空各社を指導すること
3. 一時帰休や無給休暇などの会社施策、さらには学校の休校で休まざるを得ない状況等で減収となり、労働者の生活が困難になる恐れもあることから、航空各社には、雇用調整助成金の適用を容易にするとともに、航空各社には、手厚い休業補償や減収を回避するための有給の特別休暇の創設などの措置を講じるよう指導すること
4. 職場において感染防止のためにアルコール消毒が徹底される中、アルコール検知器が頻りに誤作動する事態が発生していることから、収束の目処が立つまでの間、アルコール検査の方法などを見直すよう航空各社を指導すること
5. 海外で働く日本人労働者については、状況を把握し、生活と労働環境に支障を来さないよう、当該国政府と連携し、保護に努めること
6. 航空各社は、需要の大幅な落ち込みと運休や減便等による減収に直面している状況を踏まえ、着陸料や駐機料をはじめとする公租公課の減免等、支援策を講じること

伴い航空需要が大きく減退するなか、航空各社は運休、減便などで連航規模を縮小などの対応策を講じていること、また、客室乗務員に感染者が発生するなか、影響の拡大

が懸念される状況を生み出していることから、航空労働者の労働環境や生活を安定させ安全と公共性を確保するために要請したものです。要請項目は、①客室乗

務員などへの感染リスクの低減措置。②減便等による雇用面への影響を避けるための施策と指導。③一時帰休や無給休暇などに對し、雇用調整助成金の適用や休業補償や減収を回避するための有給の特別休暇の創設などの措置。④感染予防用の消毒液によってアルコール検知器誤作動防止の観点からアルコール検査方法の見直し。⑤海外勤務の労働者の邦人保護。⑥航空会社支援策として、着陸料や駐機料をはじめとする公租公課の減免等の6点を要請しました。

那覇空港第2滑走路 3月26日から供用開始



国交省資料より抜粋

年間発着回数大幅増 13.5万回から24万回

3月26日から那覇空港の第2滑走路が供用開始されました。年間処理能力は年間13.5万回から24万回(回転機及び深夜発着機は含まず)に増加します。担当者は「今は新型コロナウイルスとの関係で、全日空や日本航空の便は通常の約2割減になっている。新型コロナウイルスが早く収束することを願っています」と話しました。

3月19日に8回目の裁判が行われた1・2・4陣事件は、会社側の証拠資料と主張、求釈明申立に對し、原告側から反論と答弁を行いました。KLMが、労働許可の取得には有期雇用が必要との証拠として提出したオランダ労働局のメールと説明資料には、労働許可を与える条件は記載されておらず、日本人客室乗務員の必要性を強くアピールする記載がありました。裁判でKLMが、グローバルにより日本人客室乗務員のニーズが減っていくと有期雇用が必要だと主張していること矛盾しています。「採用時にKLMが有期雇用であったことを知っていたか否か、個人への回答を求める」との求釈明の要求については、労働条件の説明義務は会社側にあることから回答する必要はないと答弁しました。

トンデモ主張に唖然 KLM労働契約法は柵からボタ餅

KLM雇止め撤回裁判

KLMオランダ航空の契約制客室乗務員雇止め事件は、2月23日3回目の裁判が行われ、会社側は1回目の答弁書に続き、今回も裁判官に陳述書面を出してきました。通常は裁判の1週間前までに提出するのがルールです。また裁判官から提出を求められた訓練内容を示す証拠書類は出さずして、KLMの不当

な裁判引き延ばしの意図が鮮明になりました。出された書面には「労働契約法の変更は偶然めぐり合わせた原告らに柵からボタ餅の利益をもたらす訴訟であり、労働者保護の要請の程度は低い」との記述がありました。2カ月の訓練と5年上限の雇用で合意していたのだから、法改正をテコに無期雇用を求めるのはずるいというものでした。しかし、法律は5年

の裁判では早期判決を目指す。訓練がKLM客室乗務員養成目的だったことを原告側から明らかにします。

3月19日に8回目の裁判が行われた1・2・4陣事件は、会社側の証拠資料と主張、求釈明申立に對し、原告側から反論と答弁を行いました。KLMが、労働許可の取得には有期雇用が必要との証拠として提出したオランダ労働局のメールと説明資料には、労働許可を与える条件は記載されておらず、日本人客室乗務員の必要性を強くアピールする記載がありました。裁判でKLMが、グローバルにより日本人客室乗務員のニーズが減っていくと有期雇用が必要だと主張していること矛盾しています。「採用時にKLMが有期雇用であったことを知っていたか否か、個人への回答を求める」との求釈明の要求については、労働条件の説明義務は会社側にあることから回答する必要はないと答弁しました。

にも直面します。職場での問題は、誰にでも起こります。そのとき支えになるのが労働組合です。労働組合は働く権利や働き方についてのルールを長く知っています。新聞記者として長く労働現場取材してきた元朝日新聞解説委員の竹田三恵子さんは、「立場の強い会社に対して、一介の社員が働く権利や働き方のルールを知らずに立ち向かうのは、ミサイルに素手で立ち向かうようなもの」と話しています。

が基本です。労働組合は働く人が団結して職場の問題を解決する組織です。労働組合が大きくなれば交渉力も強まり問題解決の力になります。是非、労働組合に加入してください。人事権などの権限のある管理職などの組合加入についてあれこれ言いつく法律で禁じられています。会社によって組合の労働組合があるところもあります。どの組合に加入するかは一入りの自由が決めることができます。



KLM日本支社前での宣伝行動。東京赤坂

KLMオランダ航空無期転換逃れ雇止め撤回裁判の公正な判決を求める署名にご協力下さい!

団体署名、個人署名に取り組んでいます。

問合せ先：航空連事務局
03-3742-3251

URL: <http://kohkuren.org/index.html>

新型コロナウイルス対策で撤した状況の中、両裁判にそれぞれ27名の参加がありました。

■3陣第4回裁判。4月16日11:30、東京地裁709号法廷

争議解決求め各地で宣伝・要請行動

争議団、組織委員会に要請

早期解決めざし取り組み強化

JAL解雇争議

JAL争議団は2月25日、東京オリビック・パラリンピック組織委員会を訪問し、争議解決に向けた要請を行いました。要請団は上条弁護士、争議団長と内田喜稔争議団長、山口乗員争議団長。組織委員会からは荒田持続可能性部長と日比野理登が対応しました。争議団は解雇から現在までの状況を説明しながら、日本航空が東京オリビック・パラリンピックのオフィシャルパートナー企業として、組織委員会が定めた開催ガイドラインに照らし、ILO（国際労働機関）基幹条約（団結権を人権として保障する87号、98号条約）の遵守が求められているにもかかわらず、日本航空が遵守しているとは言えない対応を取り続けていることを説明しました。荒田部長は「JALの件も組織委員会の中で幹部を含め共有させてもらっている。JALの方にも会って説明しています。JALがどう反応したか、やり取りは差し控えます。多くの企業にILOの組織委員会との



愛媛・松山空港での宣伝行動に参加したみなさん

協定の趣旨を理解している。ただ、これが大切。今回の要請は改めて組織委員会として共有し、JALにもお伝えする」とおっしゃいました。

3月1日は、羽田港ビル1階行動（3月15日予定、新型コロナウイルス問題で4月12日に延期）に合わせて全国各地で宣伝行動を取り組まれました。

3月1日は、京都市伏見区大手筋商店街で宣伝行動。原告・支援者15名が参加し、買い物客などに470枚の宣伝を配布しました。

3月3日は、東京オリパラ組織委員会がある、トンスクエア前で宣伝行動。64名が参加し、支援と解決を求める宣伝を295枚を配布しました。マイクを使った支援者の一人は「安全、安心な運航体制の確立を目指し解雇争議をオリビック・パラリンピック前までに解決するようJALに指導頂きたい」と訴えました。

3月4日は千葉・新潟・高松で日本航空の支店を要請や宣伝を取り組まれました。成田空港支店要請では成田支店副支店マネージャーが対応し、支援者代表からの要請を受けました。新潟では

国交省新潟空港事務所と新潟労働局雇用環境均等室、JAL新潟支店に要請。市内の伊勢丹前で、12名が宣伝ビラを配布しました。

3月14日は岡山で、3月15日と16日には愛知で「愛知支える会」の宣伝要請行動が取り組まれました。15日の名古屋市東区での宣伝行動には22名が参加。450枚のビラを市民に配布しました。16日には名古屋支店と中部空港支店を訪問し、要請を行いました。要請書を受け取った支店担当者には「整理解雇の件は知っています。本社に伝える」と応じました。16日は愛媛でも松山空港での宣伝行動と支店要請が行われました。3月18日には京都市烏丸で宣伝行動。3月21日には「かながわ連絡会」が鎌倉と横浜宣伝に取り組みました。

今春闘は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、当該労組の春闘交渉も、一時的な中断もあり、交渉は4月も継続されま

す。東京オリパラ組織委員会への要請も行う予定です。争議の早期解決を求めるJAL経営への要請FAXは4月末まで続けられています。争議団は、連日（12時～13時）の本社前宣伝と、毎週火曜日（12時～13時）の衆議院第2議員会館前宣伝を取り組んでいます。10年目に入ったJAL解雇争議の一日も早い解決を求め、JALに決断を迫る取り組みを強めています。

全面解決に向け全力

まず1名が職場復帰しました 2名の職場復帰も必ず



1名が復帰した羽田空港の国際線ロビー内の案内

エミレーツ航空解雇争議

2月13日中央労働委員会（中労委）がエミレーツ航空に、スカイネットワーク（SNW）組合員3名を「理髪に就労させなければならぬ」との命令書を交付して1ヵ月半。2月29日予定されていた団体交渉は新型コロナウイルスの関係で延期になりましたが、3月13日から当該組合員1名が職場復帰しました。引き続き2名の職場復帰も必ず、争議の全面解決に向け協議してまいります。

争議団は1月に会社から合意文書案の提示を受け、和解協議を進めてきました。和解協議では1名の職場復帰が確定しており、それによって1名が職場復帰しました。これまで会社提案の合意文書案を踏まえ協議が続けられてきましたが、中労委から3名就労の命令書が出されたことから、争議団は命令書にそった合意文書案の見直しを会社に提案しています。会社は「検討中」との段階に

延期になりましたが、3月13日から当該組合員1名が職場復帰しました。引き続き2名の職場復帰も必ず、争議の全面解決に向け協議してまいります。

争議団は1月に会社から合意文書案の提示を受け、和解協議を進めてきました。和解協議では1名の職場復帰が確定しており、それによって1名が職場復帰しました。これまで会社提案の合意文書案を踏まえ協議が続けられてきましたが、中労委から3名就労の命令書が出されたことから、争議団は命令書にそった合意文書案の見直しを会社に提案しています。会社は「検討中」との段階に

あり、争議解決に向け詰め協議が続けられています。

2月13日に中労委が交付した命令書は、職場無効判決が確定しても、解雇無効判決を確定しない会社に、「現実的に就労させなければならぬ」と命じたものです。解雇無効判決確定後に職場復帰させなかった会社対応については、「必要に応じてポジティブな対応」または「必要は研修を行う等により、職場復帰を検討すべき」と指摘。職場に戻さないことは「組合員悪意の意思が現在も継続している」と認められる」と判断し、「団体交渉等を通じて速やかに復帰する職場を決定するよう求め」としました。命令書は会社「これまでの対応含め厳しく糾弾しました。エミレーツ航空は、争議解決を再引かせることなく、2名の職場復帰と争議の全面解決をすみやかに決断することを求めます。

国会院内集会のご案内

「解雇から10年、1日も早い解決を」

日時：4月9日（木）12:00～13:30

場所：参議院議員会館101会議室（1F）

<プログラム>

- ・連帯と激励あいさつ
- ・弁護団報告
- ・当該労組報告
- ・討論



主催：JAL不当解雇撤回争議団

たくさんのご参加を心からお待ちしています！

4・12 ←3/15から変更

羽田空港アピール

日時 4月12日（日）12時～13時
集合 第1ターミナルビル1階 8番バス停

特別協議開始から1年9ヶ月、13回の特別協議の自身は「応募の機会を提供する」→ 受雇者全員不採用
「解決金について支払う考えにない」
これで争議を解決するつもり？

JALは2020東京オリパラ公式スポンサーとして

憲法28条違反の解雇争議を解決せよ！

組合・団体旗をお持ちください！

JAL不当解雇撤回国民支援共同会
03-3742-3251

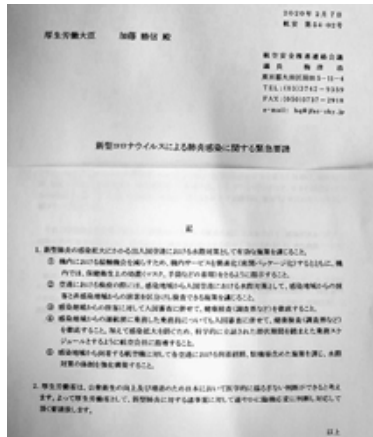
安全会議だより 130

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い臨時総会を中止

対官庁要請書は各労組で確認

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が私生活にも大きな影響が及んで... 航空安全会議で、3月25日に予定していた臨時総会を中止せざるを得ない。

厚労省に新型コロナに関する緊急要請



航空安全会議は、3月25日に予定していた臨時総会を中止せざるを得ない。... 航空安全会議は引き続き「航空機の安全」を追求する取り組みを強めています。

困難な条件下でもどこかに解決の糸口はある



写真右から、津恵事務局長、浦田 IITF 政策部長、藤田国際活動委員、和波事務局長

IITF 浦田政策部長と懇談 国際的課題や体験談を伺う

3月16日、航空連と浦田誠国際運輸労連（IITF）政策部長の懇談が航空本部（都内大田区）エニックスビルで行われました。浦田氏はロンドンのIITF本部で長く執行委員を務め、このほど東京事務所へ赴任しました。同席した和波航空連事務局長（国際活動委員会責任者）と懇談の様子が伺えました。

「航空機が感染症を拡大させる媒体とならない」と。また「航空機の運航に関わる者を感染症から守る」という観点から「感染症（未知の感染症）に対する体制の整備を求めています。今回の要請は新型コロナウイルス感染症に特化した形で、「新型コロナウイルス拡大による出入国空港における有効な水際対策の実施」新型コロナウイルスに対する諸事案を助案した速やかな判断・対応」を柱とした要請を行っています。

ITF ニュース

える争議に対するIITFの支援への御礼の他、グローバルな視点から世界情勢を伺うことができました。特に印象に残ったテーマを紹介いたします。イランのバス運転手の権利を保護する目的で、IITFはイラン政府に解決に向けた要請をいたしました。中東は労働組合への弾圧が激しい国柄。内務省や革命防衛隊などは申し入れをしてもほとんど相手にしないなか、外務省や労働省などは世界のなかでパラスを取る作用が働かぬか、要請に込める場面があったとのことでした。困難な条件下でも相手は決して一枚岩ではないと、航空連が抱える争議においても働きかけに込める窓口があるはずであり、粘り強く取り組むことが重要とのアドバイスを得ました。

「読書のススメ」 phia(ファ) 著... テレは新型コロナウイルス対策で「コロナ」封じ込めのため外出を控え、この春先も、どこもろくに気候は穏やかで桜も例年よりの開花も早く開花しています。上野の桜は座って飲食花見は禁止となり見学... 一人しかいないなど、否定的な影響が強いと捉えられているとのこと。また、ネットでの就労の形態が進出したことで労働者が職場に集まることがなくなり、働き方や発生する問題が個人ベースで細分化されてきています。労働者の結果や要求のまとめ方などがこれまでのやり方ではカバーできず、新たな対応が求められるとのことでした。

「けんぽ」... 新型コロナウイルス肺炎が3月で収まればと思っていたのですが世界的な広がりは4月になっても手断を許さない状況に近づいています。政府は当面、4月12日までコロナ撤収態勢を続ける方針を出しています。人の密集、換気の悪い密集空間、近距離での会話、この3つが重ならないよう徹底が続きそうです。学校の再開は3月24日に指針が発表され、学校再開の指針に沿って認める方針を出しました。入学式は各学校で工夫して開かれることで入学式を迎える家庭ははっとしている

行きたいけど行けない。今はこんな気分かなあ... phia(ファ) 著... 読書のススメ... 旅行の宣伝が消え、数週間がたちます。新聞広告もスーパーの安売りがあつて、少くも休日も行きたい場所を失って大変です。スポーツセンターも休み、演劇等も休み、映画館は座席を離して開館していましたが、館内が空っぽです。子供たちも行き場所を失って大変です。テレは新型コロナウイルス対策で「コロナ」封じ込めのため外出を控え、この春先も、どこもろくに気候は穏やかで桜も例年よりの開花も早く開花しています。上野の桜は座って飲食花見は禁止となり見学... 一人しかいないなど、否定的な影響が強いと捉えられているとのこと。また、ネットでの就労の形態が進出したことで労働者が職場に集まることがなくなり、働き方や発生する問題が個人ベースで細分化されてきています。労働者の結果や要求のまとめ方などがこれまでのやり方ではカバーできず、新たな対応が求められるとのことでした。